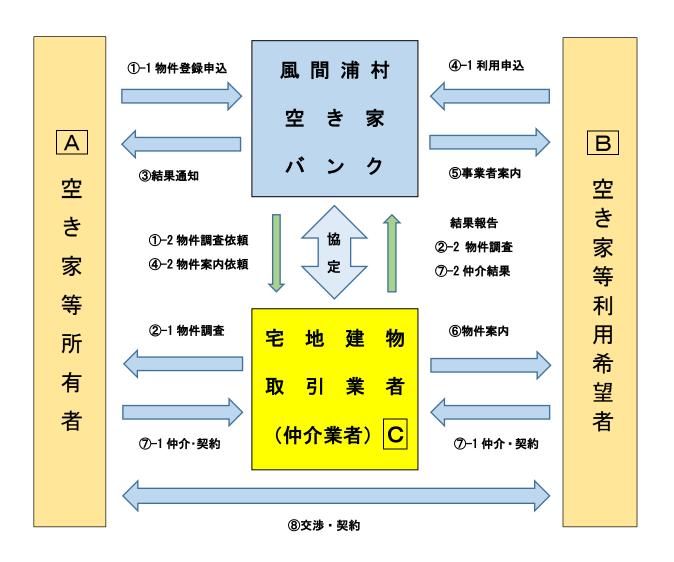
「風間浦村空き家バンク」のしくみ(フロ一図)



①物件登録申込	賃貸・売買を希望する空き家等について、空き家バンクへの登録申し込み
②物件調査	村が協定を締結する宅地建物取引業者が物件を調査
③結果通知	物件調査の結果、空き家バンクへの登録の可否を空き家等所有者へ通知
④利用申込	村のホームページ等で物件を確認し、物件の案内・利用について申し込み
⑤事業者案内	物件の案内や貸借・売買の仲介を行う事業者をお知らせ
⑥物件案内	仲介業者が物件を案内
⑦仲介·契約	賃貸・売買の契約について、仲介業者が行う場合 ※結果を村へ報告
⑧交渉・契約	賃貸・売買の契約について、当事者間が行う場合 ※村は仲介行為を行わない

空き家等 「空き家」・「空き店舗」・「アパートの一室」 当事者間 「空き家等所有者」及び「空き家等利用希望者」